

大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第3次募集申請記載要領

1. 目的

- 2025 年の大阪・関西万博は、水の都大阪で開催されることから、水上交通に関する関心は高く、夢洲北岸浮棧橋の使用に関する第1次募集及び第2次募集（以下、「前募集」という。）では、多くの事業者様より申請いただいたところです。
- 前募集で申請のあった事業者様の、浮棧橋への着棧希望日時で一旦割り振りを行ない、その内容にて仮予約としました。「大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第3次募集申請書（Excel 様式）」中の「第2次募集時点夢洲北岸浮棧橋 希望日時詳細」シートの空き時間をご確認の上、10 月の本申請で確実に申請いただく時間を検討していただきますようお願いいたします。
- 第3次募集の結果にて、浮棧橋から会場（夢洲第1交通ターミナル）までの船シャトルバスによる2次輸送の準備の根拠となりますので、より精度の高い浮棧橋を使用される時間をご申請ください。

※使用時間を申請いただく場合の注意事項

- 黄色の網掛けの部分は仮予約が入っていません。
- 青色の網掛けの部分は仮予約が入っています。
- 他者が仮予約をしていたが、第3次募集にて取り下げる場合もあり得るため、仮予約（青色）が入っている箇所へ申請いただくことも可能です。但し、ご希望に添えないことがあることをご了承ください。
- 夢洲浮棧橋（西）：A 棧橋（1.0m）と B 棧橋（1.5m）の同一時間の同時使用及び、夢洲浮棧橋（東）：東側（1.0m）、西側（1.5m）の同一時間の同時使用は、安全上及び船シャトルバス調達の都合上、できません。
- 申請いただいた浮棧橋使用時間が他者と重複した場合、3.（5）浮棧橋使用希望日時「浮棧橋への着棧希望が、同日同時間に複数あった場合」により決定させていただきますので、ご意向に沿えない場合がありますので、予めご了承ください。
- 浮棧橋等の管理については、特定非営利活動法人 大阪水上安全協会に委託しておりますので、使用時間等の確認連絡があることをご承知おきください。
- スムーズに航路申請等が進めることを目的とし、当申請状況については地方運輸局等へ情報提供させていただきますのでご承知おきください。

2. 募集等条件

①浮棧橋使用期間

- 2025 年 4 月 13 日（日）～10 月 13 日（月・祝）〔184 日間〕

※ 使用期間前の試験及び習熟運航の期間については、2025 年 1 月～3 月を予定しています。

②使用時間

➤ 9 時台～20 時台（9：00～20：59）

- ※ 浮棧橋の使用時間枠は、毎時「00 分～29 分」「30 分～59 分」を想定しています。
- ※ 浮棧橋の使用時間は、**旅客定員 150 人以下の船舶では 1 枠（30 分）、旅客定員 150 人を超える船舶では 2 枠（60 分）**を想定しています。
- ※ 前募集では、浮棧橋の使用時間を(08:00～21:59)としておりましたが、綱取り業務の委託業者と運用時間について協議し、9 時台～20 時台（09:00～20:59）に変更となりました。

③使用する浮棧橋

- 小型船用：2 基、中型船用：1 基

※諸元等については、「大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第3次募集要領」をご参照ください。

④使用船舶

- 海上運送法における**事業の用に供する旅客船**（ただし、**総トン数 600t 未満**に限る）

⑤浮棧橋使用料

- 来場需要平準化の観点から、船舶の大きさや着棧回数、時間帯によって基本料金を変動させる**ダイナミックプライシングを採用**します。
- 下記、A と B の合算金額を浮棧橋使用料として徴収いたします。

A. 浮棧橋管理料（綱取り業務、案内業務、日常施設点検に係る費用等）

…**基本料金 25,000 円/便～35,000 円/便**

B. 待合所及び船シャトルバス利用に係る費用…**基本料金 300 円/人**

※詳細は「大阪・関西万博 夢洲北岸浮棧橋 第3次募集要領 ⑧浮棧橋使用料」参照

3. 提出様式の記入方法等

- 回答様式に必要事項を記入の上、③記載のメールアドレスあて提出してください。

各記載項目及び記載内容は次の通りです。

①記載項目及び記載内容

(1)申請者

- 夢洲への就航を希望する船社及び事業者の情報として以下の内容を記入願います。
住所、会社名、部署名・担当者名、電話番号、FAX 番号、mail アドレス

- 船社欄には実際に夢洲への航路に就航する船舶の運航主体を記入ください。

浮棧橋の使用申請は船社から申請していただくことになりますが、その航路の開設に当たって旅行会社、自治体等の主体となる事業者がある場合には「事業者」欄にその事業者情報も記入してください。

(2)使用船舶

- 使用する船舶について次の内容を記入願います。
船名、総トン数、全長、全幅、乾舷、喫水、使用燃料、旅客定員、
船舶検査証書の「有効期限（年月日）」もしくは「船舶引渡し予定日」
- 使用船舶が現在建造中の場合は、「船舶引渡し予定日」を記入ください。

(3) 使用航路

- 「運航航路」、「事業区分」及び「手続きの状況」を記入願います。
- 「運航航路」について、遊覧の場合は「遊覧（夢洲発着）」と記入ください。
- 「事業区分」については、海上運送法の事業区分として、以下のいずれかを記入ください。（複数選択可）
事業区分：一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業
- 「手続きの状況」については、航路申請手続き状況をプルダウンにより選択ください。
手続きの状況：未着手、事前相談中

(4) 使用浮栈橋

- 夢洲の浮栈橋は、西側に小型船用と中型船用の2基、東側に小型船用1基の合計3基となります。希望される浮栈橋をプルダウンにより選択願います。（複数選択可）
- 使用船舶の構造等を踏まえて、使用可能な浮栈橋をプルダウンにより選択願います。（複数選択可）
- 各浮栈橋の要件
夢洲浮栈橋（西A）：総トン数100t未満、全長30m未満、乾舷1.0m対応
夢洲浮栈橋（西B）：総トン数600t未満、全長50m未満、乾舷1.5m対応
夢洲浮栈橋（東）：総トン数100t程度、全長40m未満、乾舷1.0m対応
夢洲浮栈橋（東）：総トン数100t程度、全長40m未満、乾舷1.5m対応

(5) 希望日時

- シートは、4月～10月の各月における全日の浮栈橋使用枠を記載していますので、希望する使用枠について、船名を記載願います。希望する使用枠について、回答する船舶の旅客定員が150人以下であれば30分枠を1つ、150人を超える船舶であれば1時間枠として30分枠を2つに、記載願います。
- 希望する使用枠が複数者で重複した場合、以下の優先順位に基づき、協会側で割り当てを行います。

優先順位 1 環境に配慮した燃料を使用する船舶
 優先順位 2 海上運送法における定期航路事業に就航する船舶
 優先順位 3 海上運送法における不定期航路事業（許可）に就航する船舶
 優先順位 4 旅客定員の多い船舶

- 希望する使用枠が「優先順位が後順位」等の理由により割り当てができない場合は、その使用枠の前後1時間の範囲を原則とし、優先順位に沿って、順次割り当てを行います。希望可否について、プルダウンで選択ください。また「後1時間の範囲なら希望」

といった記載プルダウンで選択ができない内容については、自由記述欄に記入ください。

(6)その他

- 第3次募集以降、社名等申請状況について公表の可否。については、プルダウンより選択してください。
- 予約方法及び乗船券販売方法の検討状況。については、自由記述欄に記入ください。
- 予約時のリンク先(URL)。については、URL を記載してください。

②提出期限：2024年7月11日（木）17：00

③提出先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送企画課

メールアドレス：yusoukikakuka-1@expo2025.or.jp

4. その他

- 夢洲と咲洲間の水路を航行するには船舶の輻輳が予想されますので、別に定める「夢洲北岸浮棧橋使用規程」を遵守してください。※現在は仮案となっています。
- 夢洲の船着場～会場（夢洲第1交通ターミナル）間を往復するバスの乗車の際には、原則乗船チケットの提示をしていただく予定です。
- 夢洲の船着場においてチケット販売は行わない予定です。往復チケットや電子乗船券等の販売をご検討ください。
- 10月頃より万博入場への交通モードの予約が始まるため、万博 MaaS へのリンク等の事前準備を第3次募集後から行ないますのでご協力お願いします。
- 交通障害が発生した場合、代替輸送の協力をお願いすることがあります。
- 夢洲外の旅客船乗降場に、協会が提供するデザインの「交通案内誘導サイン」の制作・設置の協力をお願いします。
- 浮棧橋の管理・綱取り・旅客誘導等は、協会が委託契約した特定非営利活動法人 大阪水上安全協会が業務を行います。但し、作業の特殊性がある場合については、別途調整することがあります。
- 夢洲北岸浮棧橋周辺（浮棧橋、待合所、バス乗降場）の図面についてはご準備できましたら協会より提供させていただきます。
- 本申請後、10月頃には本申請をしていただくことになりますので、万博期間中確実に運航いただける日時に申請してください。

夢洲北岸浮棧橋使用規程（仮案）

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程は、夢洲北岸水路の安全な航行及び夢洲北岸浮棧橋（以下、「浮棧橋」という）等の適切な使用によって、来場者を安全・安心かつ円滑に輸送するため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）が浮棧橋等使用者に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

（関係法令）

第2条 夢洲北岸水路を航行するにあたり、「海上衝突予防法」、「港則法」及び「大阪港入出港マニュアル」（以下、「関係法令等」という。）を遵守すること。

（対象浮棧橋）

第3条 本規程の対象浮棧橋は、以下のとおりとする。

- ・ 夢洲浮棧橋（西 A）
- ・ 夢洲浮棧橋（西 B）
- ・ 夢洲浮棧橋（東）
- ・ 上記のほか、各浮棧橋に併設する待合所等を含む。

（期間）

第4条 本規定は、制定日より2025年10月13日まで適用する。

第2章 浮棧橋の使用

(使用許可)

第5条 浮棧橋等使用者は、協会が使用を許可した者及び別途協会が認めた者とする。

(使用条件)

第6条 浮棧橋等使用者は、海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可又は人の運送をする不定期航路事業の登録若しくは届出を行った者とし、当該事業の使用船舶のうち十三人以上の旅客定員を有する船舶（以下「旅客船」という。）を使用する場合に限る。

(入出港手順)

第7条 浮棧橋に着棧・離棧を行うときは、関係法令等及び別に定める「夢洲北岸浮棧橋入出港要領」（仮称）を遵守し、協会が配置する浮棧橋保安スタッフの指示に従うこと。

- 2 浮棧橋等使用者は、浮棧橋管理者へ「棧橋申請アプリ」等により、浮棧橋使用時間を申請するものとする。
- 3 浮棧橋保安スタッフは、棧橋使用船舶の入出港の遅延により他の便の入出港に支障があると判断した場合、運航ダイヤに関わらず入出港時刻、順番及び棧橋の指定を行う。
- 4 夢洲北岸を使用する他船関係者には運航ダイヤを開示する。
なお、官公庁船等の船舶が緊急的に入出港する必要がある時は、浮棧橋保安スタッフが入出港の調整を行うため、これに従うこととする。
- 5 浮棧橋保安スタッフは、港湾管理者及び浮棧橋等使用者から浮棧橋を利用する船舶の入出港情報を入手する。

(情報の伝達・提供)

第8条 浮棧橋保安スタッフと浮棧橋等使用者、または浮棧橋等使用者相互の位置把握及び連絡については、浮棧橋管理者が貸与するGPS端末及びトランシーバー等にて行う。

- 2 浮棧橋保安スタッフ及び浮棧橋等使用者は、運航中はトランシーバー等を携帯し、常に受信状態にしておく。

- 3 浮棧橋等使用者は、航行中に航路障害物等を発見した際には必要な情報を浮棧橋保安スタッフに通報しなければならない。
- 4 航路障害物、気象・海象の異変等緊急を要する情報は、浮棧橋保安スタッフから都度トランシーバー等により一斉通報を行う。
- 5 港湾工事等の緊急を要しない情報は、浮棧橋管理者より定期的に各者の運航管理者等にメール等にて連絡を行う。

第3章 航行方法

(水域航行方法等)

第9条 夢洲北岸水路を航行する際は、次の各項について注意すること。

1 夢洲北岸浮棧橋諸元

	夢洲浮棧橋（西 A）	夢洲浮棧橋（西 B）	夢洲浮棧橋（東）
総トン数	100 t 未満	600 t 未満	100 t 程度
全 長	全長 30m 未満	全長 50m 未満	全長 40m 未満
乾 舷	1.0m	1.5m	1.0m（東）、1.5m（西）

2 方面別注意点（西・東方面から航行の際の他船への注意）

一 東方面から

- ・入港しようとする際は、水路の中央よりを航行し、東航している船舶及び後方の船舶に注意し、浮棧橋保安スタッフの指示に従い、入港すること。
- ・出港しようとする際は、水路を航行している船舶に注意し、浮棧橋保安スタッフの指示に従い、出港すること。

二 西方面から

- ・入港しようとする際は、出港しようとしている船舶等がないことに注意し、水路の右側を航行し、仮防波堤または波除堤を交わした後、浮棧橋保安スタッフの指示に従い、入港すること。
- ・出港しようとする際は、水路を航行している船舶に注意し、浮棧橋保安スタッフの指示に従い、出港すること。

三 運用、その他

- ・先船の遅れや、破損等により浮棧橋が使用できない場合は、浮棧橋保安スタッフの指示に従うこと。
- ・定刻運航ができないと判断したときは、速やかに浮棧橋保安スタッフに連絡すること。

第4章 保安・安全対策

(運営・管理体制)

第10条 浮棧橋等は運航時間帯（09:00～20:59）に運営し、運航補助者（浮棧橋保安スタッフ兼）を配置する。但し、入出港の遅延等が発生した場合はこの限りによらないこととする。

1 運航補助者

- ・旅客誘導及び綱取り等の業務は、協会が委託した 特定非営利活動法人 大阪水上安全協会が行うこととする。
- 但し、作業の特殊性がある場合等については、別途調整することがある。

2 安全管理体制

- ・浮棧橋等は、運航終了後は門扉等で施錠を行う。

第5章 禁止行為等

(禁止行為等)

第11条 浮棧橋等の使用に際し、以下の事項を遵守すること。

- 1 旅客の手荷物を含め、危険物の持込を禁止する。
- 2 船内で出た廃棄物等については浮棧橋等で廃棄しないよう旅客に案内し、廃棄物等を発見した際には自治体が定めた方法で処理を行うこと。
- 3 浮棧橋使用者は、この規程に掲げるもののほか、関係法令や条例、規則等を遵守すること。

第6章 その他

(緊急時の連絡体制)

第12条 協会は、浮棧橋等を使用する関係者の連絡体制を構築し、別途定めることとする。

(台風時の対応)

第 13 条 台風接近の予報がある場合、浮棧橋等使用者の運航中止等の情報共有は第 12 条に定める連絡体制をもって行うこととする。

(代替輸送の対応)

第 14 条 他の公共交通機関の運休等により輸送能力が不足する場合等において、協会から代替輸送の協力依頼があれば、対応可能な時は協力すること。

(海上工事等の確認)

第 15 条 港内において実施される海上工事等（浚渫工事等）については、工事実施主体から周知されるリーフレット及び関係サイト等で確認すること。

(夢洲北岸護岸利用者間の協議)

第 16 条 夢洲北岸岸壁は「協会」、「第五管区海上保安本部」、「大阪港湾局（ダブルハンドヨットレース委員会）」、「大阪府・大阪市 IR 推進局」が使用するため、関係者間で適宜協議を行うこととする。